

○立川市環境基本条例

平成10年3月26日条例第16号

改正

平成12年7月24日条例第46号

立川市環境基本条例

立川市環境保全条例（昭和47年立川市条例第25号）の全部を次のように改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本となる理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）公害 環境の保全等の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（基本理念）

**第3条** 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において行われなければならない。

（市の責務）

**第4条** 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策

を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 緑地、河川、土壌、地下水、湧水その他の自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- (5) 良好な景観の保全及び歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。この場合において、市長が定める規模の事業活動を行う者は、その事業活動に係る環境の保全等に関する適正な配慮の措置を市長の求めに応じて報告するように努めなければならない。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

(環境基本計画)

**第7条** 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、立川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 目標

（2） 施策の方向

（3） 環境配慮指針

（4） 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ立川市環境審議会の意見を聴き、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての調整等）

**第8条** 市は、環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（環境影響評価）

**第9条** 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するための適切な施策を講ずることができるものとする。

（公害に係る措置等）

**第10条** 市は、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

**第11条** 市は、環境の保全等に関する施策の推進に資するため、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（環境学習の推進）

**第12条** 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるように、人材の育成その他の必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(支援的措置)

**第13条** 市は、市民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置がとれるよう支援に努めるものとする。

(環境の監視、測定等)

**第14条** 市は、大気汚染等環境の状況を的確に把握するため、必要な監視及び測定を行うものとする。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(情報の収集等)

**第15条** 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、環境の保全等に関する情報の収集並びに調査及び研究に努めるものとする。

(国等との協力)

**第16条** 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全等の推進)

**第17条** 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、環境の保全等に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境審議会)

**第18条** 法第44条の規定に基づき、立川市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、委員28人以内をもって組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 市民 12人以内
- (2) 学識経験を有する者 5人以内
- (3) 事業者 5人以内
- (4) 関係行政機関の職員 5人以内
- (5) 削除

(6) 市長の部内の職員 1人

- 5 前項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 6 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 審議会は、会長が招集する。
- 10 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 11 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

**第19条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の立川市環境保全条例（以下「旧条例」という。）第25条に規定する立川市環境審議会は、平成10年7月31日まで存続するものとする。
- 3 旧条例第20条から第24条までの規定は、この条例の施行後も、当分の間、なおその効力を有する。

#### 附 則（平成12年7月24日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。